

○総務省訓令第19号

総務省行政不服審査会事務局組織規程を次のように定める。

平成28年3月29日

総務大臣 高市 早苗

総務省行政不服審査会事務局組織規程

(総則)

第1条 総務省行政不服審査会事務局（以下「事務局」という。）の事務分掌その他組織の細目は、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(課長補佐)

第2条 総務課に、課長補佐を置く。そのうち一人は、検察官をもって充てるものとする。

2 課長補佐は、命を受けて、課長を助ける。

(係及び係長)

第3条 総務課に、係を置く。

2 係に、係長を置く。

3 係の名称及び所掌事務は、事務局長が定める。

(専門官及び専門職)

第4条 総務課に、専門官又は専門職を置くことができる。

2 事務局に、審査官の職務のうち専門的事項を処理させるため、専門官又は専門職を置くことができる。

3 第1項及び第2項の専門官及び専門職の名称及び所掌事務は、事務局長が定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。